

## 鹿児島市図書館等雑誌スポンサー募集要領

### 1 趣旨

この要領は、鹿児島市図書館等雑誌スポンサー制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条に基づき、鹿児島市広告掲載等指針（平成18年10月1日施行。）、鹿児島市広告掲載等基準（平成18年10月1日施行。）及び実施要綱に定めるもののほか、鹿児島市立図書館、鹿児島市立天文館図書館（以下「図書館」という。）及び鹿児島市地域公民館図書室（以下「図書室」という。）の雑誌スポンサー（以下「雑誌スポンサー」という。）の募集に関して、必要な事項を定めるものとします。

### 2 実施内容

雑誌スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、提供雑誌については図書室の書架に並べます。提供雑誌の最新号カバー表面には雑誌スポンサー名を、裏面には広告を表示することができます。なお、雑誌の発注は図書館が行います。

### 3 雑誌の選定

- (1) 図書館又は図書室が作成した雑誌リストの中から選定し、何誌でも申し込むことができます。
- (2) 同一の雑誌に複数の応募があった場合は、申込日の早い者を優先します。ただし、申込日が同じ場合は抽選とします。なお、2年目以降は、前年度の雑誌スポンサーを優先します。

### 4 広告の内容の範囲

広告の内容、表示等に関する範囲は、別表のとおりとします。

### 5 広告の規格・表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、雑誌スポンサー名の表示とします。  
表示の大きさ 縦6cm、横15cm以内  
貼付位置 最新号カバー底辺から4cm以上上部の中央
- (2) 最新号カバーの裏面及び雑誌架に広告チラシを掲出できます。広告チラシは片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとします。なお、広告チラシは雑誌スポンサーが作成してください。
- (3) 広告内容は、随時変更できますが、市へ申し出て、審査を受けるものとします。
- (4) 雑誌を書架に並べる位置は図書館又は図書室が決定します。
- (5) 図書館等は、館内掲示板（天文館図書館はデジタルサイネージ）及びホームページで雑誌スポンサーの名称及び提供雑誌を公表します。
- (6) 鹿児島市立図書館の雑誌スポンサーは、同館内に広告チラシを設置し、利用者に配布できます。なお、広告チラシは雑誌スポンサーが作成してください。
- (7) 図書室の雑誌スポンサーは、地域公民館内に広告チラシを設置し、利用者に配布できます。なお、広告チラシは雑誌スポンサーが作成してください。

### 6 広告の掲出期間

広告の掲出期間は、原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度途中からの場合は、掲出が決定された月の翌月以降で雑誌が納入された時から当該年度の3月31日までとします。ただし、期間満了の2か月前までに、市長又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

## 7 申込受付

随時受付します。

## 8 申込方法

- (1) 鹿児島市図書館等雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、以下の書類を添付して図書館又は図書室へ直接持参、電子メール又は郵送のいずれかの方法により提出してください。（図書室の雑誌スポンサーを希望する場合は、鹿児島市教育委員会生涯学習課へ同様の方法で提出してもかまいません。）

なお、提出された書類の返却はいたしません。

### (2) 申込書に添付する書類

- ・掲出する広告の見本（図案）
- ・会社概要等（業種や営業活動がわかるもの）

## 9 雑誌スポンサーの審査及び決定通知

- (1) 雑誌スポンサーの申込みがあった場合は、広告の内容を含め、この募集要領や別に定める実施要綱等に基づき、審査を実施します。
- (2) 審査結果については、鹿児島市図書館等雑誌スポンサー承認・不承認決定通知書（第2号様式）により申込者に通知します。

## 10 契約

雑誌スポンサーに決定した場合は、覚書（第3号様式）により契約を締結します。

## 11 提供雑誌購入代金の支払方法

- (1) 雑誌の代金は、図書館又は図書室が指定する納入業者へ直接支払ってください。
- (2) 代金の支払いは、雑誌スポンサー期間分の一括先払いとし、価格変動等により過不足が生じた場合は、納入業者と協議のうえ、遅滞なく精算してください。
- (3) 代金の支払いは、納入業者が定める方法によるものとし、振込手数料など代金の支払いに必要な経費は、雑誌スポンサーの負担とします。
- (4) 雑誌スポンサーが提供する図書館の雑誌が休・廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができます。
- (5) 雑誌スポンサーが提供する図書室の雑誌が休・廃刊した場合は、地域公民館及び鹿児島市教育委員会生涯学習課と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができます。

付 則

この要領は、平成29年7月19日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年2月2日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。